様式第１号

|  |
| --- |
| ギャラリー利用申請書令和　　年　　月　　日　　　（宛先）岡　崎　市　長(申請者)住　所　　　　　　　　　　　　　　団体名　　　　　　　　　　　　　　代表者名　　　　　　　　　　　　　　　岡崎市図書館交流プラザのギャラリーについて、次のとおり利用させてください。 |
| 　 | 催事等の名称 | (例)　バードウォッチング愛好会写真展示会 | 　 |
| 利用の期間 | 令和　年　月　日　　時から　令和　年　月　日　　時まで　 |
| 催事の目的 | (例)　会員の活動成果を発表し、野鳥の生態について広く紹介するため。 |
| 展示内容 | (例)　会員が撮影した野鳥の写真をパネルにして展示する。 |
| 管理責任者 |  | 電話 |  |
| その他 | ⑴　パネルの使用　　　　　　　　　（　　　枚）⑵　机・椅子の使用　　　　　　　有（　　　個）・　　無⑶　チラシ・パンフレットの配置　有（　　種類）・　　無⑷　イーゼルの使用　　　　　　　有（　　　個）・　　無* ⑶が有の場合は、設置するチラシ・パンフレット等を申請書と併せて一部ずつ提出してください。
 |
| 上記の利用において、裏面「図書館交流プラザギャラリーの利用について」に同意し、図書館交流プラザギャラリー利用取扱要領を遵守します。 |

　備考

１　申請内容が、図書館交流プラザギャラリー利用要領に反する場合は、利用を承認しません。

２　パネルの使用が17枚を超える場合は、事前に申請した以上の数は確保できないことがあります。

（裏面）

図書館交流プラザギャラリーの利用について

図書館交流プラザギャラリースペースの利用にあたっては、図書館交流プ

ラザギャラリー利用取扱要領を確認し、利用条件を遵守してください。

（図書館交流プラザギャラリー利用取扱要領から抜粋）

第５条（申請及び承認）

２　ギャラリーを利用しようとする者は、施設管理者にギャラリー利用申請書（様式第１号）を、利用の日の30日前までに提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。

３　前項の承認の基準は、次に掲げるとおりとする。

　⑴　政治、宗教又は商業目的でないこと。

　⑵　団体の利用であること。

４　利用者は、常設の照明付展示パネル以外の岡崎市図書館交流プラザ条例（平成19年岡崎市条例第58号）に定められた附属設備を使用する場合は、その使用料を納めなければならない。ただし、岡崎市長が認める場合はこの限りではない。

第６条（利用の条件）

　⑴　利用に際しては、責任者を明らかにするとともに、来館者の通路を十分に確保し、必要に応じて混雑を整理する人員を配置しなければならないこと。

　⑵　展示物等の汚損、盗難等に関する一切の責任を岡崎市は負わないこと。

　⑶　利用に伴う事故に関する一切の責任を岡崎市は負わないこと。

　⑷　設置した展示物等を必要に応じて速やかに移動し、又は撤去できるようにしなければならないこと。

　⑸　利用終了までに原状回復しなければならないこと。

⑹　館内及び館内備品を汚損等した場合は、速やかに原状回復しなければならないこと。

　⑺　安全を十分確保し、落下物や火災等を防止する措置を行うとともに、防火シャッターの降下位置に展示物を設置しないこと。

　⑻　施設管理者から指示があった場合は、その指示に従うこと。

（その他）

申請書の提出後に利用の承認を受けるまで利用は確定しておりませんのでご注意ください。